

さいたま地裁総000978号

(庶い-05)

平成21年4月8日

部の事務を総括する裁判官 殿

支 部 長 殿

出張所の事務を行う裁判官 殿

管内簡易裁判所

司法行政事務掌理裁判官 殿

首席家裁調査官 殿

首席書記官 殿

事務局長 殿

管内検察審査会事務局長 殿

さいたま地方裁判所長 寺田逸郎

さいたま家庭裁判所長 井上稔

さいたま地方裁判所及びさいたま家庭裁判所における当直の  
実施について（通達）

標記の当直の実施については、下記のとおりです。

#### 1 当直の設置

さいたま地方裁判所（以下「地裁」という。）、さいたま家庭裁判所（以下「家裁」という。）、さいたま簡易裁判所、さいたま第一検察審査会及びさいたま第二検察審査会（以下これらの庁を総称して「本庁」という。）並びに地裁熊谷支部、家裁熊谷支部、熊谷簡易裁判所及び熊谷検察審査会（以下これらの庁を総称して「熊谷支部」という。）の勤務時間外における令状関係事務、文書の受

付、 庁舎の保全等の事務処理のため、 本庁及び熊谷支部にそれぞれ当直を置く。

## 2 当直の場所

本庁の当直における事務の処理は本庁庁舎において、 熊谷支部の当直における事務の処理は熊谷支部庁舎において、 それぞれ取り扱う。

## 3 当直事務掌理者等

当直に関する事務は、 次の者が掌理し、 それぞれの事務局総務課長（本庁）又は庶務課長（熊谷支部）が分掌する。

- (1) さいたま地方裁判所 地裁事務局長（本庁）, 支部長（熊谷支部）
- (2) さいたま家庭裁判所 家裁事務局長（本庁）, 支部長（熊谷支部）

## 4 当直の種類、 勤務時間及び態勢

- (1) 当直は、 日直及び宿直とし； 日直は、 裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）に置き、 宿直は、 平日及び休日に置く。

- (2) 本庁における日直及び宿直の勤務時間並びに態勢は、 次のとおりとする。

ア 日直を1班、 2班及び応援班に分け、 1班の勤務時間は午前8時30分から午後5時まで、 2班の勤務時間は午前10時から午後5時30分まで、 応援班の勤務時間は午前11時から午後5時30分までとする。ただし、 日直2班及び応援班については、 別途、 当直事務掌理者が定めるところに従い勤務する。

イ 宿直の勤務時間は、 午後5時から翌日の午前8時30分までとする。

- (3) 熊谷支部における日直及び宿直の勤務時間は、 次のとおりとする。

ア 日直の勤務時間は、 午前8時30分から午後5時までとする。

イ 宿直の勤務時間は、 午後5時から翌日の午前8時30分までとする。

## 5 当直員

当直員は、 裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）により準用される一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する行

政職俸給表(一)の準用を受ける職員を充てる。

## 6 当直員の数

当直員の員数は、当直事務掌理者が定める。

## 7 当直の割当て

- (1) 当直の割当ては、当直事務掌理者が当直員名簿に基づいて行う。
- (2) 当直の割当ては、日直、平日の宿直及び休日の宿直に区分して行う。

## 8 当直の割当ての変更

当直の割当てを受けた者が公務出張、病気その他やむを得ない事由によって当直をすることのできないときは、あらかじめその旨を申し出て、当直の割当ての変更を求めることができる。

## 9 当直の免除

当直事務掌理者は、相当と認めるときは、所属する職員の当直の一部又は全部を免除することができる。

## 10 備付帳簿

当直室に、当直事務掌理者が定める帳簿等を備え付ける。

## 11 当直に関する必要な定め等

当直事務掌理者は、当直事務に関し必要な事項を定め、緊急の事態等に対処するため当直事務に関し具体的措置をとることができる。

### 付 記

1 この通達は、平成21年5月1日から実施する。

2 次に掲げる通達は、平成21年4月30日限り、廃止する。

- (1) 平成13年5月1日付けさいたま地裁総第406号さいたま地方裁判所長及びさいたま家庭裁判所長通達「さいたま地方裁判所及びさいたま家庭裁判所における当直の実施について」
- (2) 平成13年5月1日付けさいたま地裁総第407号さいたま地方裁判所長及びさいたま家庭裁判所長通達「当直の免除について」